

図面変更後・建築確認申請について

1 計画図面の変更について

万が一、希望による図面変更（軽微なものも含む）・行政指導等による大幅な図面変更がある場合は、予め事務局に電話にて変更箇所をご説明のうえ、「計画図面変更申出書」に新旧平面図を添付してご郵送ください。

（※来庁をお願いした場合は、来庁時にご持参ください。※他部局からの行政指導による軽微な変更については事前調整は不要です。調査報告書に経由印を受ける際に「計画図面変更申出書」をご持参ください）

変更内容によっては、ご来庁のうえ、再度事務局と協議を行って頂くことがあります。この場合は希望する時期に指定が受けられないこともありますのでご注意ください。

建築士等の同席は可能ですが、図面変更の電話説明・再協議は法人担当者が行ってください。

2 調査報告書の経由印について

建築確認申請等にかかる意見書記入欄に高齢施設課の経由印を押印します。次の要領で調査報告書をご持参ください。

《添付書類》

- ・周辺図
- ・平面図

（居室（宿泊室）、居間食堂の有効面積（内寸）・廊下の有効幅（内寸）が明記されたもの）

《来庁者》

設計事務所の来庁可。ただし、①指定申請を行う法人名 ②事前協議から図面変更の有無と変更がある場合は、変更箇所を説明できる方が来庁してください。

※ ①、②が判明しない場合は再来庁をお願いする場合があります。

※ 図面変更がある場合は調査報告書に添付する平面図とは別に別添の「計画図面変更申出書」に新旧平面図を添付してご来庁下さい（予め提出している場合は不要）。

※ 事務局との再協議を経ない大幅な図面変更又は、希望による図面変更（軽微なものを含む）があることが判明した場合は、原則、経由印を押印できません。法人担当者による再協議をお願いします。

《来庁について》

担当者が不在の場合がありますので、在籍状況を確認の上ご来庁ください。